

議案第 5 4 号

令和 4 年度鯖江市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鯖江市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
健 康 診 査 等 事 業	令和4年度から 令和5年度まで	9,000 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額
または支出額の見込および令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
健康診査等事業	9,000			令和4年度 ～ 令和5年度	9,000	5,902			3,098

